

第 2 2 回 渋川市農業委員会総会 議事録

開会の日時 令和3年1月5日 午前 9時30分
 閉会の日時 令和3年1月5日 午前10時23分
 開会の場所 市役所第二庁舎 201会議室

委員

議席	氏名	出席	欠席	備考
1	星野安久	○		
2	斉藤美保	○		
3	岸正二	○		
4	角田壽一	○		
5	鳥山孝子	○		
6	新井正喜	○		
7	飯塚敬子	○		
8	下田三徳	○		
9	齊藤由香	○		
10	大島アサ子	○		
11	須田和敏	○		
12	青木明雄	○		
13	高井眞佐実	○		
14	石田玉枝	○		
15	野村隆	○		
16	眞下謹司	○		
17	廣瀬淳		○	
18	高橋昭彦	○		
19	山本彰一郎	○		

渋川市農業委員会総会会議規則第20条の規定による出席者

△	齋藤光男	○		農地利用最適化推進委員委員長
△	新井健二		○	農地利用最適化推進委員副委員長
△	津久井一美		○	農地利用最適化推進委員班長
△	爲谷賢司	○		農地利用最適化推進委員班長

議事録署名委員 議席 7 番 飯塚 敬子 委員
議席 8 番 下田 三徳 委員

議事参与が制限された委員数 0 人 傍聴人数 0 人

委員以外の出席者 事務局長 中澤 正幸
統括主幹(農地調整係長) 吉田 徳之
統括主幹(農業振興係長) 狩野 康信
主 事 中嶋 辰哉
農 林 課 主幹 石原 秀和

会 議 の 顛 末

開 会 <午前9時30分>

事務局

おはようございます。

明けましておめでとうございます。昨年は大変お世話になりました。本年もよろしくお願いいたします。

皆様ご存じのとおり、新型コロナウイルス感染症が日本全国で拡大している状況のため、本日は学校机方式ということで会場を設営させていただきました。今後の状況につきましては、運営委員会の方で検討し、また後ほど会長の方から話があるかと思いますが、とりあえず本日は通常の総会の形をとらせていただきましたので、よろしくお願いいたします。

それでは、定刻になりましたので、渋川市農業委員会総会会議規則第2条第3項の規定によりまして、山本会長に議長を務めていただき、議事進行をお願いしたいと思います。

議 長

改めまして、新年明けましておめでとうございます。昨年中は大変お世話になりまして、無事に令和2年が終わりました。これから令和3年が始まるところでございますけれども、皆様のご協力により農業委員会を無事に進行したいと思いますので、ご協力をお願いしたいと思います。

冒頭で申し訳ありませんけれども、皆さんに相談というか、提案させていただきたいのは、この人数で集まるのは非常にリスクが大きいと判断しますので、今月の15日に運営委員会がございまして、その中でさらに検討しまして、前回と同じように縮小体制をとりたいと私は考えておるんですけれども、まだ運営委員会の方で決めたわけではございません。そこのところをご理解いただきまして、今日の総会を無事に終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、令和2年度第22回渋川市農業委員会総会を開会いたします。

皆様のご協力により、スムーズに議事進行を進めたいと思いますので、よろしくご協力のほどお願いいたします。

ただいまの出席委員は19人中18人で、会議は成立しました。

なお、議席番号17番、廣瀬淳委員から欠席の届出がございました。早速ですが、議事に入ります。

議事日程第1、会期の決定を議題といたします。

本会議の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたします。続きまして、議事日程第2、議事録署名委員の指名を議題とします。議事録署名委員に、議席番号7番、飯塚敬子委員、議席番号8番、下田三徳委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、議事録署名委員は、議席番号7番、飯塚敬子委員と議席番号8番、下田三徳委員に決定いたしました。続きまして、議事日程第3、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議 長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてをご説明いたします。報告書の1ページをお願いします。

農地法第18条第6項の規定による通知について、次のとおり受理いたしましたので、ご報告いたします。

この度の届出は、1ページから3ページに記載の番号1番から6番の6件で、表頭の左から、番号、受付年月日、住所、賃貸人、賃借人、土地の表示及び面積、賃貸借契約をした日、合意解約の合意が成立した日、賃貸借の合意による解約をした日及び土地の引渡しの時期は、記載のとおりであります。

以上で報告第1号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

議 長 事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
続きまして、議事日程第4、報告第2号、農地使用貸借合意解約通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました、報告第2号、農地使用貸借合意解約通知についてをご説明いたします。報告書の5ページをお願いします。

農地使用貸借合意解約通知について、次のとおり受理いたしましたので、ご報告いたします。

この度の届出は、5ページから6ページに記載の番号1番から5番の5件で、表頭の左から、番号、受付年月日、住所、貸付人、借受人、土地の表示及び面積、契約をした日、合意解約が成立した日、合意による解約をした日及び土地の引渡しの時期は、記載のとおりでございます。

以上で報告第2号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長 事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

続きまして、議事日程第5、報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました、報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてをご説明いたします。報告書の7ページをお願いします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について、次のとおり受理いたしましたので、ご報告いたします。

この度の届出は、7ページから13ページに記載の番号1番から11番までの11件で、表頭の左から、番号、受付年月日、住所、届出者、土地の表示及び面積、権利を取得した日は、記載のとおりであります。

また、番号7番を除く10件の届出について、権利を取得した事由

は相続、番号7番については持分放棄であります。取得した権利の種類は、番号1番から11番まで全て所有権であります。

以上で報告第3号の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議 長

事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願ひいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
続きまして、議事日程第6、報告第4号、制限除外の農地等移動通知についてを議題とします。事務局の説明をお願ひいたします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、報告第4号、制限除外の農地等移動通知についてをご説明いたします。報告書の15ページをお願ひいたします。

制限除外の農地等移動通知について、次のとおり受理いたしましたので、ご報告いたします。

この度の届出は、15ページに記載の番号1番の1件で、表頭の左から、番号、受付年月日、届出者、土地所有者、土地の表示及び面積、農地転用の時期及び転用目的は、記載のとおりでございます。

以上で報告第4号の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議 長

事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願ひいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
続きまして、議事日程第7、報告第5号、農地転用申請に伴う現地調査についてを議題とします。

それでは、渋川、伊香保地区を岸正二第1班長、子持、北橘地区を高井眞佐実第1班長より報告をお願ひします。最初に岸第1班長、お願ひいたします。

3 番

12月25日に実施しました、第1班、渋川、伊香保地区の現地調

査報告をいたします。

参加者は、斉藤美保委員、大島アサ子委員、眞下謹司委員、事務局の吉田係長、中嶋主事と私、岸の6名で実施しました。

今回の渋川、伊香保地区の許可申請は、第4条による申請が3件、第5条による申請が10件、合計13件でありました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。

なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧ください。

まずはじめに、4条申請であります。議案書の3ページをご覧ください。

申請番号4の1番の現地は、東と北は道路、西と南は畑となっております。問題ないと思います。

申請番号4の2番の現地は、東と南と北は畑、西は一体利用している宅地となっております。問題ないと思います。

4ページをご覧ください。

申請番号4の3番の現地は、東は宅地、西と南は道路、北は一体利用している宅地と道路となっております。問題ないと思います。

次に5条申請であります。5ページをご覧ください。

申請番号5の1番の現地は、東は道路、西と南は畑、北は宅地と墓地となっております。問題ないと思います。

申請番号5の2番の現地は、東は道路、西は宅地と畑、南は宅地と道路、北は同月申請されている申請番号5の1番の申請地となっております。問題ないと思います。

6ページをご覧ください。

申請番号5の3番の現地は、東は宅地と畑、西と南は道路、北は宅地となっております。問題ないと思います。

申請番号5の4番の現地は、東と南と北は田、西は道路となっております。ただ、一つ問題がありましたので、報告させていただきます。現地調査では、申請地は第1種農地で、周囲も農地として利用されており、三方を農地に囲まれていることから、農作業に支障が出るおそれがあり、建売住宅用地としての必要性が認められないとの意見が出されました。

次に、申請番号5の5番の現地は、東と南と北は道路、西は畑となっております。問題ないと思います。

申請番号5の6番の現地は、東と西は宅地、南は宅地と畑、北は道路となっております。問題ないと思います。

7ページをご覧ください。

申請番号5の7番の現地は、東と南は道路、西は宅地、北は宅地と田となっております。問題ないと思います。

申請番号5の8番の現地は、東は宅地と道路、西と北は道路、南は

畑となっています。問題ないと思います。

申請番号5の9番の現地は、東は道路、西は宅地と道路、南と北は宅地となっています。問題ないと思います。

8ページをご覧ください。

申請番号5の10番の現地は、東と北は道路、西は田、南は宅地となっています。問題ないと思います。

なお、農地区分につきましては、現地調査の出発前に事務局より説明を受けており、調査委員全員で確認をし、議案書のとおりと思われ
ます。

これで第1班の現地調査報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、高井第1班長、お願いします。

1 3 番

12月25日に実施しました、第1班、子持、北橋地区の現地調査報告をいたします。

参加者は、鳥山孝子委員、飯塚敬子委員、下田三徳委員、須田和敏委員と、私、高井。事務局は、狩野係長、山口主事。合計7名で実施しました。

今回の子持、北橋地区の許可申請は、第4条による申請が2件、第5条による申請が3件、合計5件でありました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。別冊の案内図の番号は、議案書の申請番号と同じです。

はじめに、4条申請であります。議案書の4ページをご覧ください。

申請番号4の4番の現地は、東と西は道路、南は畑、北は田となっています。問題ないと思います。

申請番号4の5番の現地は、東と北は道路と山林、西は山林、南は宅地となっています。問題ないと思います。

次に5条申請であります。8ページをご覧ください。

申請番号5の11番の現地は、東と西と北は畑、南は道路となっています。問題ないと思います。

申請番号5の12番の現地は、東と西と南は宅地、北は山林となっています。問題ないと思います。

9ページをご覧ください。

申請番号5の13番の現地は、東と北は道路、西と南は畑となっています。問題ないと思います。

なお、農地区分については、現地調査出発前に事務局提示の資料によって説明を受け、現地において調査委員全員で確認した結果、議案書に記載のとおりと思われ
ます。

以上で、第1班、子持、北橋地区の現地調査報告を終わります。

議長 ありがとうございます。現地調査の報告が終わりました。
ただいまの報告につきまして、質疑等がありましたらお願いいたします。

6番 はい。6番、新井。

議長 はい、6番、新井正喜委員。

6番 第1班の申請番号5の4番の関係で、異議があるような説明があったんですけど、この土地は、農振除外等はどうなっているんですか。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議長 はい、農地調整係長。

事務局 申請番号5の4番の農振除外につきましては、平成28年8月1日、所有者の長女が居住する一般住宅用地としての計画で農振除外となっております。ただ、以降で説明をさせていただきたいと思っております。今回の転用申請の目的は建売住宅ということになっていきますので、計画が違っているような状況になっております。

6番 現地調査の結果は分かりました。これは、後ほど議案の中で是非かを判断するという考え方でいいですか。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議長 はい、農地調整係長。

事務局 新井委員が言われたとおり、5条の議案の中で審議をしていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 そのほかにございましたら、お願いします。

（「質疑なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。
以上で現地調査報告を終わります。
続きまして、議事日程第8、協議第1号、農用地利用配分計画案の意見についてを議題とし、意見の決定を求めます。事務局より説明を

お願いします。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議長 はい、農地調整係長。

事務局 ただいまご上程いただきました、農用地利用配分計画案の意見についてご説明いたします。協議書の1ページをお願いいたします。

協議第1号、農用地利用配分計画案の意見について、次のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による照会があったので、意見の決定を求めるものです。

なお、詳細につきましては農林課の担当職員より説明させますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、農林課の担当者から説明していただきます。よろしくお願いします。

農林課 あけましておめでとうございます。農林課の石原です。本年もよろしくお願いいたします。

協議書の1ページをご覧ください。

農用地利用配分計画案の決定について、農業委員会のご協議をお願いするものでございます。内容についてご説明申し上げます。

この農用地利用配分計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農業委員会の意見聴取を経て定めることとなっております。今回の計画決定は、渋川地区における農用地利用配分計画になります。

この表は左から、賃借権等を受ける者、設定等をする土地、現在の権利関係、設定する権利の順になっております。

今回、賃借権の設定等を受ける者は、1名です。

この方は、令和2年6月に群馬県農業公社に規模拡大及び経営農地の集約化を理由として農用地等借受応募書を提出しています。作付け希望は飼料作物で、牧草になります。賃借権の設定等をする土地は4筆。合計面積4,960平方メートル。土地の現在の権利関係は1名。設定する権利は使用貸借権。存続期間は10年になります。

以上で協議第1号の説明を終わります。

ご協議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長 説明が終わりました。これより審議を行います。
質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りいたします。
協議第1号、農用地利用配分計画案の意見については、認めること
でご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、協議案のとおり許可することに決しました。
続きまして、議事日程第9、議案第1号、農地法第3条の規定による
許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。
申請番号3の1番から3の4番の4件を上程し、審議いたします。
事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第3条の規定による許可申
請につきましてご説明いたします。議案書の1ページをお願いいたし
ます。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、次のと
おり農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、処分の決
定を総会にお願いするものです。

申請番号3の1番から3の4番につきまして、権利関係、土地の所
在及び面積等並びに申請人の住所、氏名、経営状況等につきましては、
議案書に記載のとおりです。

申請番号3の1番は、農業経営規模拡大のための申請となります。
それぞれ受人、渡人当事者の話合いが整いましたので申請されたもの
です。

なお、農地法第3条第1項の規定による許可をするには、同法第3
条第2項第5号において、受人取得後の耕作すべき農地の下限面積が
定められており、本市においては30アールが必要となります。この
ため、受人の耕作面積を確認したところ、農地を所有しておらず、現
在取得のため前橋市農業委員会に第3条第1項の規定による許可申請
を提出しているとのことでありました。前橋市農業委員会に確認した
ところ、昨年12月に申請はあるが、下限面積に達していないため、
今後追加で申請がされる予定とのこと、許可については保留とする
旨の回答がありました。

つきましては、現段階で、耕作すべき農地の下限面積30アールに

達していないため、同法第3条第2項第5号の規定により不許可相当と思われる。

申請番号3の2番から3の4番の3件につきましては、全て農業経営規模拡大のための申請となります。それぞれ受人、渡人当事者の話し合いが整いましたので申請されたものです。

また、お手元に配布してあります農地法第3条調査書につきましては、記載のとおりです。

以上で、農地法第3条の規定による許可申請の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。

申請番号3の1番から3の4番の4件について審議します。

質疑のある方はお願いいたします。

4番

はい。4番、角田。

議長

はい、4番、角田壽一委員。

4番

申請番号3の1番が不許可ということで説明がありました。そういうことなんだろうと思いますけども、農業経営規模拡大のためとうたっていますが、もし仮に許可になって農地が取得できた場合に何を農地に作付けするか、そういう話までは出てないんですかね。農地がゼロの人が経営規模拡大というのが不思議に感じるのですが、何を栽培したいのかということまで追求する必要はないんですか。

事務局

はい、議長。事務局長。

議長

はい、事務局長。

事務局

この方は今回、使用貸借で、大根、ニンニク、白菜を作りたいというような申請でございました。

先ほど吉田係長の方から説明がございましたけれども、この方は全く農地も所有しておらず、また借りておらず、耕作している所はありません。ただ、農業委員会では認められませんが、俗に言う、ヤミで作っていたという前橋市農業委員会からの話もありました。

もう1点。今は、耕作しているという正式な届出はないということですが、元農家の方で農機具等はあるということ、前橋市農業委員会としては、農業者であるという見解らしいです。ただ、渋川市とすれば、先ほど言ったように、下限面積に達していないということです。

前橋市農業委員会では今後その方と話をしながら、前橋市で農地を

取得できるような方向で進めているというお話でございます。こちらとすれば、渋川管内で賃貸借をするのであれば、耕作証明書のように、前橋市農業委員会がきちんと農業者だという証明をしていただければやぶさかではございませんけれども、現段階では非農家であり、農地は取得できないという状態で、今回不許可ということでお諮りしているわけでございます。

4 番 そういう方は、時間をおかないでまた申請をするんじゃないかと考えられます。そういう事態になったら、うまく対応するということがよろしいかと思えます。

議 長 よろしいですか。続きまして、7番、新井正喜委員。

7 番 事務局で作成したこの3条の調査書の中でも、第5号の下限面積欄で、該当するとなっているんだよね。下限面積に達してないよね。

前橋市農業委員会と連絡を取り合っているようですが、事務局の方で前橋市との調整が完全についたのちに、本人が3条を上げたらどうかと思う。前橋市とのやりとりがまだはっきりしない中で本人が申請を上げてきたわけだから、その3条申請を受理する段階でどうなのか。その辺は今後の検討課題だと思う。現状では明らかに、これが議案に出ればアウトだと思うけども、事務局も今後検討して、完全に下限面積がクリアできるような状況でもって議案に上げる方が、スムーズに進むんじゃないかと考えられる。

事務局 はい、議長。事務局長。

議 長 はい、事務局長。

事務局 ただいま、新井委員さんからご意見いただきました。そのとおりだと思います。

経営農地が市町村をまたぐときは、その市町村の農業委員会に耕作の状況について照会し、そちらの農業委員会の事務局から現地の状況の写真などをいただいています。今回の案件については、前橋市の耕作証明書が付いて出てきたとしても、渋川市の事務局職員が耕作地をお伺いして現地調査したり、きちんとやっているのか、要するに、不動産取得目的で農地を取得してもらったのでは困るので、しっかりと調査をして、その上で、農地法の規定にのっとっていけば、議案上程という形でまた皆さんにお謀りしていきたいと思えます。よろしくお願ひします。

議長 よろしいですか。ほかに何かご意見ございますでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。

議案第1号、申請番号3の1番から3の4番の4件のうち、耕作すべき農地の面積が下限面積30アールに達していない申請番号3の1番の1件については、農地法第3条第2項第5号の規定により不許可とし、申請番号3の1番を除く申請番号3の2番から3の4番の3件については、許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、申請番号3の1番の1件については不許可とし、申請番号3の1番を除く申請番号3の2番から4番の3件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第10、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号4の1番から4の5番の5件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議長 はい、農地調整係長。

事務局 ただいまご上程いただきました、農地法第4条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。議案書の3ページをお願いいたします。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第4条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号4の1番から4の5番につきまして、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。

申請番号4の1番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われま

す。なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号4の2番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10

ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われま
す。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始
末書が出されています。

4 ページをお願いいたします。

申請番号4の3番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10
ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われま
す。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始
末書が出されています。

申請番号4の4番は、農用区域内に該当しますが、営農型太陽光
発電用地として使用するための一時転用申請であり、不許可の例外に
該当すると思われま

す。なお、当該申請は、平成30年3月16日付け指令により営農型太
陽光発電所用地として一時転用許可を受けましたが、一時転用許可期
間満了による再許可のための申請となります。

また、営農型発電の農地法許可申請実情調査を12月24日に実施
いたしましたが、結果については、お手元に配布しました実情調査結
果報告書に記載のとおりです。

申請番号4の5番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10
ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われま
す。

以上で、農地法第4条の規定による許可申請の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

まずはじめに、申請番号4の4番の1件について審議します。

それでは、営農型発電設備の農地法許可申請実情調査の報告を、調
査員を代表して斉藤美保委員をお願いいたします。

2 番

はい、議長。2番、斉藤。

議 長

はい、2番、斉藤美保委員。

2 番

調査は12月24日に、山本会長、大島会長職務代理者、高橋農政
部会長、阿部正雄推進委員と私、斉藤。事務局からは、狩野係長、池
田主幹の合計7名で実施しました。お手元に配布した実情調査書の番
号1番から7番の各項目について、適合でありましたのでご報告いた
します。以上です。

議長 ありがとうございます。
それでは、申請番号4の4番の1件を審議いたします。
先ほどの報告を含め、当該申請事案について質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。
議案第2号、申請番号4の4番の1件については、許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、申請番号4の4番の1件については、議案のとおり許可することに決しました。
続きまして、申請番号4の4番の1件を除く申請番号4の1番から4の5番の4件について審議します。質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。
議案第2号、申請番号4の4番の1件を除く申請番号4の1番から4の5番の4件については、許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、申請番号4の4番の1件を除く申請番号4の1番から4の5番の4件については、議案のとおり許可することに決しました。
続きまして、議事日程第11、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。
申請番号5の1番から5の13番の13件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議長 はい、農地調整係長。

事務局 ただいまご上程いただきました、農地法第5条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。議案書の5ページをお願いいたし

ます。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号5の1番から5の13番につきまして、権利関係、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。

申請番号5の1番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われま

す。申請番号5の2番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われま

す。6ページをお願いいたします。

申請番号5の3番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

申請番号5の4番は、申請地について、平成28年8月1日、所有者の長女が居住する一般住宅用地としての計画で農振除外となつてい

ます。今回の申請による転用目的は、建売住宅用地としての計画であり、農振除外となつた計画と異なるものであるため、再度の農振除外の手続きが必要となる案件となります。

農地法第5条第1項の規定による許可をするには、農地法施行規則第57条第1項第2号において、申請に係る事業の施行に関して行政

庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分又は処分の見込みが必要であるとされています。

つきましては、今回申請の転用目的である建売住宅用地としての計画では農振除外となつていないことから、再度手続きが必要となります。このため、手続きがないという理由から、不許可相当であると思われま

す。7ページをお願いいたします。

申請番号5の5番は、農用地域内にありますが、一時転用申請であり、不許可の例外に該当すると思われま

す。申請番号5の6番は、上下水道施設が埋設されている道路に面し、かつ、500メートル以内に2以上の公共、公益施設が存在していることから、農地区分は議案書に記載のとおりと思われま

す。申請番号5の7番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われま

す。申請番号5の8番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地

の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の9番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

8ページをお願いいたします。

申請番号5の10番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

申請番号5の11番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の12番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

9ページをお願いいたします。

申請番号5の13番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

以上で、農地法第5条の規定による許可申請の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

申請番号5の1番から5の13番の13件について審議いたします。

質疑のある方はお願いいたします。

なお、補足ですが、申請番号5の4番についての説明は、先ほどと同じようなことを繰り返すわけですけれども、よろしいですか。

そのほかに質疑等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。

議案第3号、申請番号5の1番から5の13番の13件のうち、建売住宅用地としての計画で農振除外となっていない、申請番号5の4番の1件については、農地法施行規則第57条第1項第2号の規定により不許可とし、申請番号5の4番を除く申請番号5の1番から5の13番の12件については、許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号5の4番の1件については不許可とし、申請番号5の4番を除く申請番号5の1番から5の13番の12件に

については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第12、議案第4号、農用地利用集積計画の決定についてを議題とし、議決を求めます。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました、議案第4号、農用地利用集積計画の決定についてをご説明いたします。議案書の11ページをお願いいたします。

農用地利用集積計画の決定について、農業委員会の議決をお願いするものでございます。

この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て定めることとなります。

今回の計画決定に伴う対象農地については、渋川、赤城、北橘地区における農用地利用集積計画であります。

なお、この計画概要の公告は、令和3年2月1日を予定しております。

計画概要につきましては、11ページの表の右の列に記載のとおり、利用権設定に係る利用権存続期間の合計は、所有者が25人、借受人が11人、筆数が38筆、面積が48,309.00平方メートルです。この個別の内訳は、12ページから13ページに記載の利用権設定総括表のとおりであります。

また、この計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております。

以上で議案第4号の説明を終わります。

ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。
質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。
議案第4号、農用地利用集積計画の決定については、認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、議案のとおり承認することに決しました。
以上をもちまして、第22回総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

閉 会 <午前10時23分>